

# 千葉県医療介護総合確保促進会議設置要綱

平成29年5月16日制定

## (目的)

第1条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第4項の規定により、地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画（以下、「千葉県計画」という。）の作成等に当たって、広く有識者からの意見を聴取するため、千葉県医療介護総合促進会議（以下、「会議」という。）を設置する。

なお、会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

## (検討項目)

### 第2条

- (1) 千葉県計画の作成又は変更及び推進について
- (2) その他医療及び介護の総合的な確保のための事項について

## (委員)

第3条 会議は、市町村長、医療又は介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者から構成し、委員定数は、30名以内とする。

2 委員の任期は、3年とする。

## (組織)

第4条 会議には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会議の議事を進行する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

## (会議)

第5条 会議は、健康福祉部長が委員を招集し開催する。

- 2 委員に事故あるときは、あらかじめ委員が指名した者を出席させることができる。
- 3 健康福祉部長は、必要に応じて関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(報酬等)

第6条 委員が会議に出席した場合には、県の規定により報償費及び旅費を支給するものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成29年5月16日から施行する。